

利益処分の承認(経営努力認定)について(平成22事業年度)

(地方独立行政法人法第40条; 利益及び損失の処理等)

地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないとされている。

ただし、知事が評価委員会の意見を聴いたうえで、経営努力により生じた利益であると承認した場合は、目的積立金として整理し、翌事業年度以降、中期計画で定める剰余金の使途に充てることができるとされている。

※公立大学法人和歌山県立医科大学の中期計画で定める剰余金の使途; 『教育・研究・医療の質の向上及び組織運営の改善』

経営努力認定の基準

- ① 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益(≒自己収入)
- ② 中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合に、その結果発生したもの
- ③ その他、地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合

※地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年3月24日総務省告示第221号)

主な経営努力の状況

- 施設基準取得(約341百万円)
- ジェネリック医薬品への切替(▲27百万円)
- 医薬品、診療材料費の価格交渉による経費削減(▲100百万円)
- 業務委託による人件費削減(紀北分院)(▲31百万円)
- 医療機器の保守点検業務の複数年契約による経費削減(▲6百万円)

経営努力分合計: 505百万円

利益処分(案)

当期総利益(499,951千円)全額を目的積立金(経営努力分)として整理。

